

令和4年第5回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年5月6日(金)

午前10時00分開会 午前11時30分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員(農業委員10名)

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

4番 中山 誠治

5番 岡 真由美

6番 古川 憲吾

9番 是佐 恵美子

10番 山田 政則

11番 河井 孝之

13番 沖村 弓枝

14番 河野 義刀

(推進委員9名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 吉田 雅子

推進委員 堀田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥荘

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員(4名)

1番 中田 安義

7番 宮本 孝博

8番 梶原 安行

12番 岩木 國明

推進委員 岡村 昭男

推進委員 清水 透

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

9番 是佐 恵美子

10番 山田 政則

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 比良 大助

主任主事 武田 枝梨加

(佐伯支所) 専門員 中原 貴志

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 17号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権貸借)

(2) 議案第 18号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 20号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

《協議事項》

(1) 協議第 1 号 農地パトロールについて

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局長	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 4 年第 5 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名で、10 名の出席で 4 名欠席になっております。ちょうど今、田植時期と大変ご多忙のことで欠席であろうと思います。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 議事録署名委員でございますが、是佐委員さんと、山田委員さん、お願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページ、4 ページ、位置図は 1 ページ、2 ページになります。 番号 7 番、農地の所在地は、津田字久保田、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 8 筆の 3, 443 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 14 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 8 番、農地の所在地は、津田字檜ノ迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 4 筆の 1, 895 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和 7 年 3 月 31 日までの使用貸借の再設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

	以上で、議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 松井委員さんと木浦委員さん、お願いします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号 7 番について説明いたします。地図は 1 ページです。現地確認を 4 月 13 日に、会長、木浦委員、神鳥委員、それから事務局 2 名と行いました。所在でございますが、佐伯支所から吉和方面に約 1 キロ行った辺り、県道から少し入ったところに位置しております。現況であります、既に水稻作付をするために水を張って適正に管理されておりました。今朝見ると、もう今日、田植をするように準備されておりました。利用権を設定する者は高齢で、息子さんに当たる後継者に移譲する予定でありましたが、後継者の転勤によりましてそれがかなわなくなりまして、今回の利用権の設定に至ったものであります。利用権の設定を受ける者は、これまでと同様に水稻を作付けということで、特段問題はないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
2 番委員	2 番、木浦です。番号 8 番について現地確認の説明をします。 4 月 13 日、河野会長、神鳥委員、松井委員、事務局 2 名で現場確認をしました。現地は、地図で 2 ページ目。左側が県道になって、県道の下方向が浅原方面ということになります。現地は、再設定であるため、麦を栽培されておられ、きれいに管理されております。問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	このことについて、今の 7 番・8 番につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 17 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたします。

	続きまして、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議案といたします。 事務局から説明をお願いいたします。 議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 6 ページ、7 ページ、位置図は 3 ページから 5 ページになります。 番号 79 番、農地の所在地は、原字長谷、登記地目は田です。面積は 1 筆の 1,361 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なため、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 次に番号 92 番、農地の所在地は、峠字西谿、登記地目は田及び畑です。面積は 3 筆の 693 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は自宅の売却に伴い農地も売却するため、譲受人は購入する自宅に近く営農を始めるためで、有償の所有権移転です。なお、こちらの農地は、令和 4 年第 4 回総会において、空き家バンクに付随する農地として承認されたものであります。 次に番号 93 番、94 番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 93 番、94 番、農地の所在地は、峠字越峠、登記地目は田です。面積は 2 筆の 885 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なため、譲受人は経営規模拡大のためで、無償の所有権移転です。 いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積 10 アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
事務局	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 79 番を沖村委員さん、92、93、94 を三田委員さん、よろしく願います。
議長	沖村です。79 番の説明をいたします。地図は 3 ページです。 4 月 19 日に、岡村推進委員、それから平良の是佐委員と登委員と事務局とで現地確認に行きました。譲渡人の〇〇さんは、10 年ぐらい前だったと思いますけれども、当時〇〇さんといわれ

	る方が高齢のため耕作困難ということで、〇〇さんが買われまして、10年間ぐらい頑張っておられました。今回、〇〇さんが高齢のため耕作困難ということで、〇〇さんに譲受けされると思います。〇〇さんは、〇〇のほうで3反ほど野菜を作られて、広島市などへ出荷されているそうなので、少し遠いのではないかなとは思ったのですが、地図で見ていただければ分かるとおりに、赤い網線の左側はもう山、竹林のようになっておりまして、日照不足になるのではないかなというところで、周辺で耕作してもらえるような人もなく、〇〇さんが借りて頑張られるというのでしたらいいかなと思っております。よろしくお願いします。
三田推進委員	推進委員の三田です。92番について説明をいたします。位置図は4ページです。上峠の〇〇の辺だと思っていただきたいと思います。4月15日に河井委員と事務局2名、そして私の4名で現地確認を行っております。譲受人の〇〇さんですが、田舎に移住して果樹園等を行いたいということで、位置図は92番、3筆の空き家バンク登録物件を譲渡人、〇〇さんから今回譲り受けるものです。長い期間、全然耕作をやっておられなかったため、雑草が生い茂った場所ではありますが、これからここに来られて農地を整備されるということですので、特に問題はないと思っております。続いて、93番と94番、これは譲渡人が違うだけでほぼ内容は同じですので、一緒に説明をいたします。4月15日、河井委員と事務局2名と私の4名で現地確認を行いました。位置図ですが、渡ノ瀬ダムの上流の辺だと思っていただきたいと思います。93の譲渡人、〇〇さんと94番の譲渡人、〇〇さんは、以前から〇〇の〇〇さん、同じ地区の方ですが、地区に住んでおられ、親しい仲であったのですが、二人とも他の場所に移住されて生活をされております。ということで、年もかなり取られたということで、このたび譲受人の〇〇さんに譲るということになったものです。譲り渡す農地面積は、それぞれ違いますが、多少の花木等が作付されてはいましたが、特に問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	どうもありがとうございました。それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見ございませんか。
	《委員より質疑等なし》 議長 ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》

議長	異議なしと認め、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 8 ページ、9 ページ、位置図は 4 ページ、6 ページから 8 ページになります。 番号 67 番、農地の所在地は、峠字行免の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は 2 筆の 1, 415 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、庭敷地として利用するための申請です。 次に番号 88 番、農地の所在地は、吉和字花原道上の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は 1 筆の 436 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 次に番号 89 番、農地の所在地は、吉和字中津下垣内の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は 1 筆の 192 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請です。 次に番号 95 番、農地の所在地は、峠字西谿の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は 1 筆の 581 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、倉庫及びドッグランとして利用するためですが、既に倉庫が建設されているため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 67 番、95 番について三田委員さん、88 番、89 番は岡委員さん、よろしく説明をお願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。67 番について説明をいたします。位置図は 6 ページです。先ほどと同じくこれもその〇〇の近辺です。4 月 15 日、河井委員と事務局 2 名と私の計 4 名で現場確認を行っております。譲受人の〇〇さんは、上峠付近に移住され、地図中の赤い網かけの中央と思われますが、移住先の建物周辺の土

5 番委員	地、登記上は田になっております。現況は花木が植付けされていますが、それを庭の敷地として利用することです。特に問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。以上です。 5 番の岡です。88 番、89 番について説明いたします。4 月 18 日、中田委員、倉本推進委員、事務局 1 名、私とで現地を確認してまいりました。88 番は地図が 7 ページになります。地図を見てもらって分かるように、〇〇の近くに位置します。〇〇を経営されるそうで、網かけの部分を露天駐車場として利用したいということです。近隣に迷惑がかかるような場所でもありませんし、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、番号 89 番、位置図は 8 ページとなります。地図を見ていただいたら、〇〇という〇〇さんがあるのですけれども、その近くの位置となります。 確認に行った日は、誰もおられませんでしたが、近隣に何ら迷惑のかかる場所でもありませんし、若いご夫婦ですが、こちらでもう長く住んでおられまして、その網かけの下部分がご自宅ですけれど、ご自分でリフォームしたりして住んでおられます。何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。95 番について説明をいたします。位置図は 4 ページです。これは、先ほど説明しました農地法の 3 条の規定による許可申請、92 番のほぼ続き、関係があるものであります。譲受人の〇〇さんは、田舎に移住し、営農と併せてドッグランを行うということです。現況、雑草地でここは 181 平米ですが、それとその敷地内にある倉庫を譲り受けるものです。 周辺は大半が山林で、民家も少なく、移住後は周辺の草刈り整備やドッグラン用の柵を設ける計画とのことですから、特に問題は無いと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、これにつきましてのご意見、ご質問等があればお願いします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》

議長	異議なしと認め、議案第 19 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 20 号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 20 号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は 10 ページ、位置図は 9 ページになります。 議案と一緒に送付しました現地確認写真が添付されている議案第 20 号資料①も併せてご覧ください。 番号 87 番、農地の所在地は、上平良字二重原、原字森宗で、登記地目は田、面積は 4 筆で 2,055 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能であると考えます。 以上で、議案第 20 号 非農地証明交付申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明が終わりました。これにつきまして、地元担当委員の意見をお伺いします。
9 番委員	9 番、是佐です。4 月 19 日、原の沖村さん、岡村さん、それから登推進委員さんと職員さんとで現地に行きました。山の中で、よくこんなところに田んぼがあったものだというところで、非常に山林化しておりました。この〇〇さんという方は、先代所有者の姪だと思います。〇〇さんが引き継ぎ所有されたのですが、それを木村さんという方が購入されまして、そこを山林として認めてほしいということでしたので、見に行きました。山というか、山林化しておりますので、農地にはならないと思います。よろしく願いいたします。
13 番委員	今、是佐さんの説明にありましたとおり、原森宗というところですけど、〇〇さんからずっと方へ上がるところです。もう二重原から森宗に近いようなのですが、山の中で耕作出来るような状態ではなく、昔の人はすごいなと感心したような現地調査でした。非農地としてきれいに処理するほうがいいと思いますので、よろしく願いします。

議長	地元地区担当委員の説明が終わりました。これについて、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第２０号 非農地証明交付申請について、非農地である旨の証明をすることに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２０号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明をすることを決定をいたします。 続きまして、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１１ページ、位置図は１０ページから１２ページになります。 今月の報告は、令和４年３月１１日から令和４年４月１１日までの間に受理した３件です。議案の朗読は省略させていただきます。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告します。 事務局から説明をお願いします。

事務局	報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は12ページから14ページ、位置図は13ページから21ページになります。 今月の報告は、令和4年3月11日から令和4年4月11日までの間に受理した9件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号61番については、農地転用の手続を行わず、既に住宅として利用しているため、顛末書が提出されております。 番号74番については、農地転用の手続を行わず、既に道路として利用しているため、顛末書が提出されております。 番号80番につきましては、過去に転用届が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、協議事項に入ります。 協議第1号 農地パトロールについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	協議第1号 農地パトロールについて説明をさせていただきます。 協議第1号資料①をご覧ください。 今年度の農地パトロールですが、例年実施しておりますように、遊休農地の実態把握と発生防止、解消、農地の違反転用発生防止対策等のため、実施いたします。 7月からは大変暑い日が続くと思いますので、委員の皆さんには、体調に十分ご留意いただき、実施の際には帽子や腕章などをつけて行ってください。 なお、廿日市地域、大野地域の相続税納税猶予対象農地につきましては、事務局で現地調査を行いますので、そのほかの農地の利用状況調査を行っていただければと思います。 地番図につきましては、事務局で作成し、できましたら各支所

	のほうに配付いたしますので、日程調整後、農地パトロールを実施してください。 6月の広報において、農地パトロールの実施について掲載を行う予定です。 以上で、協議第1号 農地パトロールについて説明を終わります。
議長	事務局が説明をいたしました但、これについて、質疑等また協議をしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。 どうぞ。
事務局	事務局から追加ですけれど、例年皆さんには大変暑い中をお願いして、農地パトロールをしていただいております。事務局から提案ですが、以前、尾道市の農業委員会へ視察に行った時に、尾道市の農業委員会が非農地通知をして農地台帳から農地を落としているというのを伺ったと思ひます。 この第5回の総会の前の会長と職務代理者との打合せの時にもそういう話がありまして、先ほど沖村職務代理者からもありましたように、原であるとか、平良の上のほうで、行ったこともないような山の谷の中で、この非農地証明の様な案件が多数あると思ひます。 農業委員さんの皆さんは車ないし徒歩で出来るところを回っていただきまして、事務局でできる限りこういう今回の非農地証明のような案件の場所を探して、現地確認を改めてしていただいて、非農地通知をできるだけ出したいと思ひます。以前は、佐伯地域の四和地域が私が近いので、そこで数件、その非農地通知を出させていただいたのですが、それからなかなか所有者を当たったりとか、本人の意向を確認したりするような事で時間がかかり、なかなか前に進まなかったのだらうと思ひます。今年度少し力を入れてやらせていただいて、守るべき農地というものは残して、もう山のように荒廃して田んぼや畑で使うことができない農地は台帳から落としてきれいにする方が、利用状況も改善すると思ひますので、皆さんから賛同いただけるようでしたら、今年度頑張ってみようかなと思ひます。 事務局からは以上です。
議長	今、事務局長からもありましたように、農地パトロールを我々がする以前に今説明があったような形で事務局で現地で当たっていただき、それは農地をやはり守らなければいけないですし、今日も議案にありました非農地証明が出るというようなことでなく、農地の再生ということも含めて、進めていきたいという事だ思ふので、皆さんからもご意見があればお願ひをいたします。 そういうやり方で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

議長	《委員より異議等なし》 暑い中、事務局も大変でしょうし、人・農地プランの分についても、それは大変ですので、無理のないように頑張ってください。よろしくお願いします。 それでは、協議第1号の農地パトロールについての協議は終わらせていただきます。 以上で、議事を終わります。 次回、第6回農業委員会総会は6月9日木曜日、山崎本社みんなのあいプラザの1階 多目的ホールで開催する予定にしております。よろしくお願いします。 本日はありがとうございました。
----	--

（閉会 午前11時30分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年6月9日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（9番委員）

廿日市市農業委員会委員（10番委員）
